

気象警報発令時および地震発生等における総合保健福祉センターの臨時休館の基準

適用開始：令和8年5月29日

1. 対象施設

- ① かなんぴあ（コナミスポーツ含む） ② 農村環境改善センター（ふれあいの湯含む）

2. 気象警報発令時

河南町域に河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮のレベル5に相当する特別警報やレベル4に相当する危険警報が発令された場合に、波浪、大雪、暴風雪については特別警報が発令された場合に、暴風については特別警報および警報が発令された場合に臨時休館とします。

※高齢者等避難が発令されたことにより、当該施設が避難所として開設された時は臨時休館とすることがあります。

【再開について】

警報等が解除された時は、施設の運営上支障がないことが確認できたうえで、以下のとおり再開します。

- ① かなんぴあ（コナミスポーツ含む）、農村環境改善センター（ふれあいの湯除く）

午前7時までに警報等解除・・・・・・・・通常どおり開館

午前9時までに警報等解除・・・・・・・・正午から開館

正午までに警報等解除・・・・・・・・午後3時から開館

正午までに警報等が解除されない・・終日休館

- ② 農村環境改善センター（ふれあいの湯）

午前7時までに警報等解除・・・・・・・・通常どおり開館

午前9時までに警報等解除・・・・・・・・正午から開館

午前9時までに警報等が解除されない・・終日休館

3. 地震発生時の対応

河南町で震度5弱以上の地震が発生した場合、地震発生日は施設を終日臨時休館とします。

※河南町で震度4以下の地震が発生した場合、施設の被害状況により使用に支障がある時および高齢者等避難が発令されたことにより、当該施設が避難所として開設された時は臨時休館とすることがあります。

【再開について】

施設・町内被害の復旧状況により、決定します。

4. 会議室等の使用料について

使用料の還付または日程変更の申請が可能です。（警報等が解除された当日は、開館となった場合でも当日キャンセル可能）